

# 議 事 録

第 17 期名護市農業委員会  
第 37 回 総 会

令和 5 年 9 月 28 日 (木)

## 名護市農業委員会 第 37 回総会

開催日時 令和 5 年 9 月 28 日（金）午後 4 時 00 分～午後 5 時 40 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	川上 達也	○	2 番	岸本 信子	○	3 番	名城 政幸	○
4 番	野原 朝行	◎	5 番	仲村 正司	◎	6 番	前川 好男	○
7 番	伊波 實	○	8 番	具志堅 安盛	○	9 番	宮城 政喜	○
10 番	比嘉 晴	○	11 番	比嘉 清隆	○	12 番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	塩浜 康允	○	14 番	比嘉 勲	○	15 番	宮里 強	○
16 番	山城 秀樹	○	17 番	呉屋 信竹	○	18 番	伊波 興助	欠
19 番	平 智昭	○	20 番	宮城 直人	欠	21 番	上間 光成	○
22 番	玉城 司	○	23 番	宮城 二郎	欠	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	比嘉 政昭	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 216 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
  - 第 217 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 218 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
  - 第 219 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 220 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 221 号 農用地利用集積計画の意見決定について
  - 第 222 号 非農地証明願について

(開会)

事務局 第 37 回総会を始めさせていただきます。今日で 17 期の農業委員会は最終となります。最後には挨拶で閉めさせていただきます。本日の議題は 7 件ありますので最後までご清聴よろしく申し上げます。進行は会長からよろしく申し上げます。

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 4 番委員、5 番委員を指名致します。よろしく申し上げます。また、書記には事務局職員を指名いたします。議案第 216 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて説明をお願いします。

(議案第 216 号 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて)

事務局 議案第 216 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについてご説明させていただきます。今月 1 件の申請となります。

整理番号 1 番 幸喜の 1 筆、合計面積は 7,460 m<sup>2</sup>。規模拡大の為の買受適格の申請となります。従事者 2 名、従事日数は本人 250 日、妻 250 日。予定作物はバナナとなっております。買受適格証明は入札に参加するために必要な申請となっています。今後、当該申請者が落札した場合は、その後 3 条申請が必要となります。

今月の農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては以上となります。

議長 農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 <付帯決議>

農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合、農

議長 業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えない。

異議なしでありますので議案 216 号農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 217 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 217 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 217 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 5 件申請がございます。

整理番号 1 番 為又の 1 筆。地目は畑で 826 m<sup>2</sup>。新規就農のための有償移転。従事日数は本人 160 日、子 40 日。予定作物はニンニク・キャベツ・ラッキョウとなっています。

整理番号 2 番 真喜屋の 1 筆。地目は田で 298 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事日数は本人 100 日、妻 50 日。予定作物はサトウキビとなっています。

整理番号 3 番 真喜屋の 1 筆。地目は田で 1,236 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事日数は本人 200 日、妻 200 日。予定作物はラッキョウ・カニステルとなっています。譲受人についてですが、現在所有の農地の中で 1 筆耕作されていないところがあり、立ち入り困難で進入路もない状態なので来月非農地証明願い出を出してもらうこととなっております。

整理番号 4 番 田井等の 2 筆。地目は畑で 5,770 m<sup>2</sup>。新規就農のための有償移転。従事日数は本人 125 日、妻 40 日、子 20 日、子 20 日。予定作物はシークワーサーとなっています。こちらの農地についての持分 3 分の 1 の有償移転となっております。申請に際して他の持分の方に同意書をお願いしましたが結果的にももらえなかったとのことですが、申請者から口頭で他の持分のお二人に説明をして意義はないということでした。

整理番号 5 番 済井出の 1 筆。地目は畑で 496 m<sup>2</sup>。規模拡大のための 5 年

事務局 間貸貸借。従事日数は本人 200 日。妻 100 日。予定作物はシークワサーとなっています。

今月の 3 条は以上です。

議長 議案第 217 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 3 番 整理番号 3 番について詳しく教えてください。

事務局 申請とは別の場所で現在所有している三原の農地の中で耕されていない状態なのですが、他者所有の土地に囲まれていて進入することができないということが判明したため。来月、非農地証明の申請を出すことになっています。

委員が現地確認に行っています。

委員 道路があって道路の側に他人の畑があって、畑をまたいで自分の畑に行く形でミカンとか苗を植えてやろうとしていたところ、隣の土地の人が入れないようにしたまま亡くなっています。どうにもならなくなってこういう形になっています。向こう側に公民館と柵と太陽光発電もありました。奥の方は山で水・沼地があり四方は全部入れないと農地として利用しかねます。持ち主自体がそういうことが分からなくて今回の農地を購入するために申請を出したということでしたが。このままでは申請は出せないことを説明し、来月に非農地証明願を出してくださいということになりました。

委員 整理番号 4 番の文書で取るべきものを口頭で取るのはどういう事ですか。

事務局 この所有者が、今回とは全く別件の別の土地でトラブルがあったため、どういった書類にも印鑑は押さないという考えのようです、

委員 きちんと文書で取るべき者を口頭で取るということについて誰が責任を取るのか。

事務局 3 条の持ち分移転の際の同意書が必須書類ではないため、必ず提出してくださいということはしませんでした。

委員 あなたが言う口頭でというのはトラブルのもとです。そのときの責任はどちらが取るのか。事務局が責任を取るのか。

委員                   これは現場はどんな形でやっているのか。現場は見たのか。半分はハウスが建っているようだが。ハウスの地主はこの人ではないが。

事務局               受け人に対して申請時に同意書は取ってくださいという説明はしましたが、同人が持参した書類が「こういう理由で同意書を取ることができない。別件でトラブルがあったから印鑑は押せない」と言っているという書類が添付されています。別件で問題があって印鑑を押さないという書類が上がってきます。

事務局               文書の説明をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請に伴う共有持分所有者の異議の確認書というものです。現在他の残りの持分の方が、申請地とは別の土地で問題が発生しているとのこと。

委員                   同意はしてないということですか。

事務局               同意はしています。異議はないということは言っていますが、印鑑は押せないとのこと。今回の申請している土地じゃない場所で色々と問題が起きているとのこと、今回の所有権移転に対しては同意はされているが、今はどの書類にも印鑑は押したくないという話をされていまして、他の土地でトラブルが起きていることがあり人間不信のようになっており、書類にも印鑑は押すことが出来ないと申請人に話をしたようです。書類としては「同意について口頭で確認しました」という確認をもらっています。

委員                   口頭というのは証拠にはなりませんよ。亡くなってたらいいけれど。口頭でなので危ないんじゃないですかこれ言った言わないになったら危ないです。

事務局長           他の持ち分の所有者には連絡していないのか。

事務局               事務局からはしていません。譲受人の方を通して書類を取ってる状況です。

事務局長           共有名義での土地があり、譲受人が譲渡人に代わりこの共有名義に入ることになります。本来共有名義の土地に関しては他者については文書だとか同意書は取る必要はないです。ただ、色々と情報を集めた中で残り2名に確認を取る必要があるんじゃないかということで先ほどの文書の同意書が出てきました。説明があった通り現在の所有者と残り2名が折り合いが悪いようなので、今回のこの土地に関しての所有者移転は買受人にかわっていいとい

事務局長 う確認までは取っています。共有者の同意書に関しては別件で色々問題があるので今はその地権者に関する書類には一切ハンコを押したくないという事です。今、事務局が残り2名に対して電話で口頭で同意のある旨を確認して譲受人から「話があった、認めます」という確認が取れば良いということになりますか。それとも必ず文書ですか。

委員 そういう意味ではない。地主はKさんですか。許可されていればすべてはOKになる。OKだから農業委員会は許可をするわけです。ところが同意を得ないでやった場合、事務局が必ずしも同意書を取ることをしないとのことだからトラブルになった時にどうしますか。責任はありませんでは通らないのではないですか。口頭で「言いました」と言っても後から言わなかったと言われたり、許可が通った後に許可したのは農業委員会でしょと言われたらどう答えますか。そこまで考えてますか？文書で取っておかないと農業委員会が追い込まれないようにした方がいいです。目に見えてトラブルが起きているので。

委員 実際、ハウスが3分の1かかっている。これは今の所有者がそこでシークワサーを作っている、大したハウスじゃないがそこを利用してるわけです。

委員 残り2名には確認を取った方がいいです。口頭なんてアテにならないよ。トラブルになる可能性が見えているので。

議長 残りの2名に事務局が確認取った方がいい。

事務局長 残りの2名に「譲受人は2人から承諾をもらったと言っていますが、それは事実ですか」という確認を取った方がいい。事実確認が取れたら今回の案件はいかがしますか。今日は一旦流しますか。

委員 流すのではなく、残り2名に確認が取れたら許可、取れなければ取り消してもらおうということで。

事務局長 事実確認が取れると思うが、事実確認が取れなかった場合否決扱いになりますか。

事務局 一旦、保留に出来ないんですか。譲受人にも説明はしましたが、同意書が必須書類ではないから絶対にないと申請できないというものではないのは分か

事務局 っているのです、とりあえず申請してくださいとなりました。総会の前日までという期限で、上がってきたのがこの書類だったので、もう1度取りに行けっということができませんでした。ただ今日も、残り2名に連絡を取らずに進めてしまっているのです、もしこれが同意がもらえなかったときに否決になるのであれば、同意前提で進めていいものなのでしょうか。否決にするには根拠が必要です。また、地主側は取り下げはしないと書いていました。同意書の添付が義務づけられていれば事務局もやりやすかったのですが。同意は必要ないと明確に書かれている資料がある、でも本人は取り下げないってなったので、今回は上げさせてもらいました。

委員 同意するとは思えないです。持ち主同士は仲が悪いです。

委員 同意書がその時の対策としてあったらいいですよ、と。トラブルになると分かっけていて許可するのも基本的にどうかと思います。必ずしも必要ということじゃなくても。

事務局 実質的に共有持ち分が分かれている共有名義の農地において、3条の他の要件・全部効率利用要件があるので実際に実施するのは難しいだろうというのがあるのですが、じゃあそれで同意がいるかとなると「要らない」と書かれています。

委員 絶対に必要ないと書かれているのか。

事務局 必要ない、と書かれています。それで事務局側も今回のケースは色々話を聞く限り揉めそうだなと思ったので、譲受人に対して、同意書まではいかなくてもせめて「異論はない」ということを文書にして、署名をしたものを出して欲しいと言ったのですが、「とにかく異論がないけど印鑑は誰のものにも押したくない」と言われてしまったとのことでしたので。

委員 残り2名に確認は取れていますか。

事務局 事務局からは2人には確認はしていません。譲受人が2人に確認を取っています。

委員 なぜ買う人が同意書を出すのか。



事務局長 署名と印鑑を押して頂いている形なんですけど、追加で状況確認を求めているという事で一旦否決にして、状況確認というのが同意書をもらうとか事実確認をするということにする。ということで一旦否決にする。本来は3名全員で耕して初めて一つの土地を共有してください、でも共同で耕していない分けてから耕していることがあるんで判例とは別と捉えて、そこを農業委員会としては他の2人に対して状況確認ということで文書での同意を求めますということで追加の資料提出をお願いします。もし事実確認が取れないのであれば書類不備で否決という考え方です。

事務局 沖縄県で「農地法の事務処理の手引き」が出ていまして、その中の「3条申請の必要な書類リスト」があって一番最後に「その他農業委員会が必要と思われる書面」という項目がありまして、法定書類の通常の申請の書類の他に名護市農業委員会が求める書類というのがあります。  
これが事実確認ができればいいということでよろしいでしょうか。事務局が電話して確認が取ればよいということでよろしいでしょうか。

事実確認できれば許可でよろしいでしょうか。一旦、終わって残りの2名に電話して受人と話をしたか、承諾していたら可決でよろしいですか。それで話がこじれるようだったら農業委員会としては正式に書類を求めます。

委員 それでいいと思います。

委員 確認だけいいですか。従事日数は家族の分をプラスしていいですか。

事務局 世帯の中でです。

委員 3条の3番ですが会長から大丈夫か聞かれたので袋地になっている土地、周囲の土地、地主をもう一度調べてみてください。道の周囲の地主の確認をしてもらってください。

議長 議案第217号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4番を状況確認を要するため保留、その他1~3番と5番を可決としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 218 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 218 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

お手持ち資料 4 ページより今月は 2 件です。5 条の方で改めて説明をさせて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

(議案第 219 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 219 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について案件は 2 件ございます。詳細については担当より行います。

整理番号 1 番、2 番ですが関連する案件になりますのでまとめて説明させて頂きます。

整理番号 1 番、川上の 1 筆、91 m<sup>2</sup>。進入道路の計画となっております。  
整理番号 2 番、川上の 1 筆、面積が 582 m<sup>2</sup>一般住宅の計画となっております。2 番の一般住宅の計画が出てるんですが、進入路がないために 1 番の部分を進入路にして、地主が申請人の兄弟にあたるのですが、兄弟が所有する農地を一部分筆して進入路にして利用する計画となっております。申請地が 2 筆とも第 1 種農地で 10ha 以上の一団の農地と判断されますが、周辺、集落がにじみだしているエリアになりまして例外規定の十戸連たんが適用できる判断となります。以上です。

議長 議案第 219 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 十戸連たんは間隔の規定はないですか。

事務局 住宅の間隔ということですか。間隔の規定がありまして周辺の住宅の一般的な住宅の距離がありまして、それぐらいの距離であれば 1 件分あいても大丈夫です。

委員 最後の考える時にどの程度までいいですか。

事務局 例えば今回の申請地、周辺の住宅が 2 番の所にあるのですがこの距離であれば間隔があいていても十戸連たんは認められます。

委員 10 番目の距離は関係ないのか。

事務局 1 から順番につながっています。これであれば十戸連たんは認められません。

議長 議案第 219 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可決としてよろしいでしょうか？

委員 異議なし。

(議案第 220 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 220 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 220 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。案件は 8 件ございます。詳細は担当より行います。

整理番号 1 番から説明します。為又の 1 筆、面積が 4,680 m<sup>2</sup>のうち 2,904 m<sup>2</sup>。賃貸借による貸事務所兼駐車場の申請となっております。こちら観光バス会社から駐車場と事務所を貸し出すという申請になっていまして、観光バス会社のバスを置く場所として利用される予定となっております。申請地は 4.5ha の一団の農地で第 2 種農地と判断されます。

整理番号 2 番、為又の 1 筆、面積が 4,680 m<sup>2</sup>のうち 1,775.16 m<sup>2</sup>。賃貸借による資材置場での申請となっております。こちら 1 番の申請地と同じになるんですけども、申請地の中で内面積でそれぞれ分けて利用する計画となっております。農地区分は 1 番と同じく第 2 種農地と判断されます。

整理番号 3 番、我部祖河の 1 筆、面積が 247 m<sup>2</sup>。所有権移転による建売住宅の申請となっております。こちら周辺が宅地に囲まれたエリアにな

事務局

りまして第3種農地と判断されます。

整理番号4番、我部祖河の1筆、面積が254㎡。所有権移転による建売住宅の計画となっております。3番の申請地の隣になりまして農地区分は同じく第3種農地となっております。

整理番号5番、伊差川の1筆、面積が293㎡のうち214.88㎡。議案第218号の2番と同時申請となっております。所有権移転による建売住宅での計画となっております。こちら周辺農地が9.4haの一団の農地で第2種農地と判断されます。

整理番号6番、久志の1筆、面積が225㎡。所有権移転による駐車場の計画となっております。周辺の農地が2.2haで一団の農地で第2種農地と判断されます。

整理番号7番、瀬嵩の2筆、面積が合計で793㎡。使用貸借による社員住宅の計画となっております。こちら名護市役所の久志支所から300m以内に位置する農地で第3種農地と判断されます。

整理番号8番、済井出の1筆、面積が620㎡。所有権移転による一般住宅の申請となっております。周辺宅地に囲まれたエリアになりまして第3種農地となっております。

今月の申請は以上になりますが7番の申請で、現在の所有者が今回の場所を取得したのが今年の3月29日許可の3条申請で、この土地を取得しておりまして、当初はウコンを耕作する計画で申請が出ていましたが申請者に理由書を出して頂きまして、理由書によりまして今回、今年の3月に3条でウコンを作付けするために取得したんですが、この場所で堆肥を運んでいた所、近隣住民から悪臭がすると苦情があつてウコンの作付け作業で耕運機を入れたが、実際予想より土地が狭いということと、それに加えて従業員が遠方から通勤されてる方が多いので近隣に住みたいと希望者が多いという事で総合的に考慮した結果、今回は土地の有効活用するために転用申請を致しました、という理由書が添付されておりました。以上です。

議案第220号農地法第5条第1項の規定による許可申請について異議、

質疑はございませんか。

議長 1 番ですが、駐車場の進入路はどうですか。

委員 進入路は入れます。

委員 3 条で買う時は 1 年間は農地で使用してくださいという条件であると思いますが、それについてどう思いますか。

事務局 農地法的には 3 条で取得した後にこの期間は利用しなければいけないという事はないです。

委員 名護市の農業委員会では 3 条で買う時に農地で使用してくださいと約束すると思います。その辺はどう思いますか。

事務局 3 条というのは耕作目的で取得になるので当然ウコンを最低 1 年間は作付けするというのがあります。

委員 私は家を作るために 3 条で買ったが土地がせまいことで造れないと。そういう前例を作っていないのかって話です。

事務局 否決にすると事務局が相手方に説明をするので、1 年間何らかの耕作をお願いする時に、ウコンはチャレンジしたのでウコン以外のもので耕作を続けてくださいというお願いの仕方をするに留めていいですか。やり方は相手方に任せるが、とにかくほったらかす可能性があるが指導を事務局が入れます。今回、意見として名護市としては不許可で出しますが、県の判断になります。県の方ではどうなるか出してみないと分かりませんが、場合によっては県の方で許可が出る事もあるかと思います。名護市としては意見は述べる形になります。

委員 こういう事は名護市で出てきますよ。

委員 今回は使用貸借になっているが、所有者移転になった場合土地を買ってから半年ぐらいで転売って可能なんですか。

事務局 農地転用で2パターンあるが建物が建つ場合は許可が下りた時点で名義変更は可能です。その後に地目を変えられる期間が、建物の計画がある場合は建物が建った時点で地目が変わります。ただ資材置き場とか駐車場、建物が建たないケースであれば報告期間というのがありまして、利用している状況を報告します。最低でも9ヶ月間という報告期間があるので、その間は地目を変えられないです。

議長 議案第220号農地法第5条第1項の規定による許可申請について7番を否決1~8番を可決としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第221号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第221号農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第221号農用地利用集積計画の意見決定について名護市長から名護市農業委員会へ決定通知が出されています。説明をお願い致します。

農地係 整理番号1番・2番、真喜屋の2筆、5年間の使用貸借。予定作物は果樹。再設定で74歳、一人で250日従事予定です。

整理番号3番・4番、我部祖河の畑1筆、呉我の畑1筆、それぞれ10年間の使用貸借で予定作物はシークワーサー。再設定で76歳一人と農業従事者お一人で250日従事予定です。

整理番号5番~12番、数久田の8筆、5年間の賃借権。予定作物は牧草。新規34歳4人と農業補助者一人で250日従事予定です。

整理番号13番、饒平名の畑1筆、1年間の使用貸借。予定作物はパイン・マンゴー。新規で42歳、250日従事予定で所有者移転を予定しています。

整理番号14番、我部祖河の畑1筆、内面積になるので10年間の賃借権。予定作物が牧草。再設定で54歳、一人で250日従事予定です。

農地係 整理番号 15 番・16 番、田井等の畑 1 筆、仲尾の畑 1 筆、10 年間の賃借権。予定作物は牧草。田井等の 1 筆は再設定、仲尾の 1 筆は新規になります。

整理番号 17 番・18 番、古我知の畑 2 筆、5 年間の賃借権。予定作物は牧草。1 筆は再設定でもう 1 筆は新規になります。

整理番号 19 番、中山の畑 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物はマンゴー。新規 80 歳、一人で 250 日従事予定です。

整理番号 20 番～26 番、饒平名の現況畑の 7 筆、一部路地の部分とハウスの部分 2 年間の賃借権。予定作物はパイン。再設定で 55 歳、一人で 250 日従事予定です。

整理番号 27 番・28 番が書類不備の為取り下げになっています。

利用権に関しましては以上 26 筆です。

議長 議案第 221 号農用地利用集積計画の意見決定について異議、質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長 議案第 221 号農用地利用集積計画の意見決定について 1 番から 26 番まで可決します。

( 議案第 222 号 非農地証明願について )

議長 議案第 222 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 222 号非農地証明願について。今回は職務代理と調整のうえ、事務局で進めさせていただきます。

説明いたします。

整理番号 1 番から 3 番まで隣の農地なのでまとめてご説明させていただきます。畑・田のそれぞれ 1 筆で 1,408 m<sup>2</sup>になります。所有者はそれぞれ 1 名

事務局

となっております。こちらの農地なんですか元々隣の1筆を含めて4筆同じ農地になります。所有者が亡くなられた後に分筆されて4筆に分かれていたものになります。こちらが令和2年に4筆まとめて非農地願いを出されたが農業委員会は否決としておりまして、その後令和5年の5月にうち1筆のみ非農地証明が申請され、可決された後に残りの3筆が今月申請となります。現況はこういった状況となっております。

整理番号4番、旭川の2筆、1,096㎡、次の5番・6番も関連となりますので併せて説明させていただきます。

整理番号5番、旭川の5筆、740㎡

整理番号6番、旭川の合計10筆、3,692㎡。

こちらの農地について非農地証明を提出していただいた際に、この土地の隣に西屋部川という川が流れていまして、そこが大雨が降ると河川が増水して申請地の部分が冠水しているという情報をいただきました。申請地の動画をご覧ください。今回、現地調査の際に旭川担当の農業委員15番にも同行してもらいました。現況の確認と冠水の実事確認をお願いしました。申請の際に名護市農業委員会に嘆願書という形で所有者から提出されており、冠水が起きる事実を名護市で解消して欲しいという事で何度か言っていますがこのような状態です。実際、建設土木に確認してこの当該申請地をはじめ一帯地域の道路から川を挟んだ所、橋の所に大木とか岩が引っかかってこのような増水がたびたび起きているという事で、建築土木の方では災害時のパトロールや通報があった際はかけつけるなど対処を行っているが、水路自体の工事の予定はないそうです。

整理番号7番、豊原の2筆、地目が畑で95㎡。所有者は名護市長。こちらの件は現在豊原区にある区民広場にアクセスするための道路の隣になりますが、こちらの道幅が狭くて豊原区が拡張工事を予定している中で2筆が畑になっている事が発覚したので非農地証明を申請しています。数か月前も名護市所有の畑が非農地証明が出ており問題になったのですが、今月この申請については名護市がどういう経緯で畑を所有する事になったのかについて、名護市が当該地を取得した昭和55年の状況を建設部と農林水産部に確認したのですが、その当時に農道を整備するような計画はありませんでした。そのため、名護市がこの農地を取得した経緯は、今のところ不明ということになります。



事務局 整理番号 8 番、大北 4 丁目の 1 筆、13,405 m<sup>2</sup>。当該地は 1 筆が 13,405 m<sup>2</sup> と非常に大きい農地になっておりまして、手前の方はひらけていて平らな所が見えるのですが、奥の方は傾斜地になっています。また、市街地の中にあるので周囲への影響というところでは農業への影響はないと思うのですが、ただ、面積が大きいということがあるので農業委員さんに判断して頂きたいと思います。

非農地証明願は以上 8 件になります。

議長 議案第 222 号非農地証明願について異議、質疑はございませんか。

委員 6 番の旭川について、これは心情的には理解できるが、役所がきちんと対応してくれないために、我々がこれを以て農地を農地じゃありませんと言っていいのか。

事務局 この大木が引かかる橋自体がこの地域全体に何本か架かってはいるのですが、市の所有の橋ではなく家の所有者が独自で架けた橋になります。

委員 農業委員会として、台風、大雨などの被害があるために大事な農地が失われていいのかということになる。心情は分かる。でもそんなことで農地として諦めていいのか。

委員 農地に向いていないと、家を造るのにはもっと向いていないですよ、これをどうするのかは知らないけれど。確かに災害というのは気持ちは分かります。でもそういった事例っていうのは全国各地に、最近の気候の変動ではかなりあると思います。ここでは絶対にできない。

委員 こういった事が続いたらすべて非農地にするのですか。

事務局 農業委員の皆さんに判断して頂きたいです。現在、農振農用地に入っているところではあります。  
所有者は名護市に何度も問い合わせはしていると言っていました。建設の方に聞いたら問い合わせはないが実際こういう事があった場合パトロールとか現地に行って確認をしているそうです。

委員 屋部の振興会の中でも何でも河川の修繕をしてくれと要望があります。

- 委員 農地を守るために役所が手を貸してもいいのではないですか。農業委員会としては農地として守りたいので農地として使えるような環境を作ってくださいとお願いはできるのではないですか。
- 事務局 という事は否決になりますか。
- 委員 地主さんは非農地で出しているから農業をやろうという気はないですね。もし直したら農業をするという事ですか。
- 事務局 非農地として可決したら他の方に名義変更をしようと言っていたので農業をするという事はないのかなと思います。
- 委員 農振農用地ですか。
- 事務局 農振農用地です。
- 委員 申請者はもしかしたら非農地にしたら農振が外れるとないですか。
- 事務局 補足として橋が何本かあります。この橋は先ほど言ったように、ここに住まれてる方が自分の判断でつけました。自分の判断でつけてるので必然的に大雨が降ると大木が詰まって水が溢れてくるという事なので、役所としては確認した話では陳情も何も上がっていないというのがあって、役所としては上がっていないので対応するすべがないです。上げたとしてもすぐには対応が難しいのかなというのが現実的な所の話だと思います。今回、地権者がこういう風に農業はできませんという所を加味して頂きたいと思います。
- 議長 まとめていいですか。議案第 222 号非農地証明願について 1 番から 8 番まで可決としてよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

#### (利用権に係る報告)

- 農地係 利用権の方から 5 月の総会で 1 年の使用貸借後に所有権移転を検討しているというケースについてです。

## 農地係

川上の地番についての耕作の状況を確認しながら進めていくということになった案件になります。3筆の土地になっています。

5月から8月、9月の総会直前も含めて確認した所、耕作が全くされていないという所になっており、ここは水田のエリアになっていて、この時期に植え付けがされていないと、さすがに田として活用していくというのが見込めない状態です。次のターンでしか見込めないということになるので所有権の移転に関して試みとしての現状としては、こういう状況になるので、今、所有権移転で持ってこられても「できません」という回答になるのかなと考えていきたいと思います。

継続して確認しながらやっている所ではあるのですが、今の所、耕作性は認められないという所になります。報告としては以上になりますが、これを踏まえたうえで今後どういう風に基盤法に係る所有権移転を認めていくのかという事になるのですが、やはり今まで利用権で設定した使用貸借・賃貸借で設定したのちに1ヶ月後に所有権移転という形を取らせて頂いていたんですが、こういうケースが今回のケースも含めてなかったわけではないという所でしっかり整理していきたいと考えています。

今後は所有権の移転に関しては、申出書が利用権の説明段階で利用権で所有権を移転する際には今後の耕作性を見てしっかりと成立している事が分かった場合は認めていきますよというふうに、少し事務の運用を変えていきたいと思っています。耕作というのはどこまで見るのかという所になると思うのですが、今回のケースでは分かりやすい部分があったので判断できたのですが、個別具体的に品目によって果樹だったらどうするのかというのが出てくるかと思います。その際には本人から所有権移転の話を受けた時に合わせて、農業委員さんにも現地を見て頂きながら考えていきたいと思っています。

解釈としては基盤法という法律の中で利用権の受けるべき要件という中で、農地法も一緒なんですけども農地のすべてを効率的に利用している様子がありますかということが前提としてあります。所有権を受ける前に利用権まずは貸借で借りたという事は権利を設定しているという事になるんですが、全てを効率的に利用しているかという所を考えた上で所有権移転をしていくという形で考えていきたいと思っていますので、少し事務作業と現地に係る作業で農業委員さんにご足労をかけてしまうんですが、その形の運用を続けていきたい、これを標準化していきたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお願い致します。以上です。

農地係 すが、その形の運用を続けていきたい、これを標準化していきたいと思  
っておりますのでご協力の程よろしくお願い致します。以上です。

事務局 今日はかなり押ししてしまいましたが、冒頭にも述べましたが第 17 期の農  
業委員会は本日で終了となります。

今回の 17 期で終了される方が 8 名います。3 番、6 番、8 番、10 番、  
12 番、13 番、15 番、18 番、以上の 8 名が今期で終了となります。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 37 回名護  
市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 野原 朝行 印

署名委員 仲村 正司 印